



# 一般社団法人葉山町スポーツ協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人葉山町スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興し、町民のスポーツへの関心と実践力を高め、フェアプレー精神の高揚を図り、心身ともに健康な生活と明るく豊かなコミュニティーづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) フェアプレー精神の高揚を図るための事業
- (2) 町民の体力向上、健康寿命延伸及び競技者の競技力の向上を図るための事業
- (3) 加盟団体の助成及び支援ならびに強化発展と相互の連絡調整及び親睦
- (4) 町スポーツ事業の実施、講習会等の開催及び援助
- (5) 総合型地域スポーツクラブの運営事業
- (6) スポーツに関する施設（設備）の充実を図るため、町との連携
- (7) 国内及び県内スポーツ大会行事への協力及び役員、選手の派遣
- (8) スポーツに関する表彰
- (9) 公共施設の管理・運営
- (10) 姉妹都市、友好都市との交流及び地域間交流の推進と助成事業
- (11) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会したスポーツ関連団体、協力関係団体の代表権を持つもの又は個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人事業に参加するため入会した個人又は団体の構成員
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、スポーツに関する発展を目的とし、特定の者の利益を目的とせず、この法人事業を賛助するため入会した個人、団体又は法人
- (4) 特別会員 スポーツ発展の為に協力を得る目的で会長が推薦する、この法人の目的に賛同した個人又は法人

#### （入会）

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、入会金及び会費を添えて別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 この法人の一般会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込まなければならない。
- 3 この法人の賛助会員になろうとする者は、会費を添えて別に定める入会申込書により申し込まなければならない。
- 4 この法人の特別会員になろうとする者は、会長の推薦状と共に入会申込書により申し込まなければならない。

#### （会費）

第8条 正会員は、別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、その理由のいかなる理由においてもこれを返還しない。

#### （正会員の権利及び義務）

第9条 正会員の権利及び義務は次のとおりとする。

- ① 正会員はこの法人の事業に参加するとともに、社員総会（以下総会と言う）に出席し、当法人の事業に意見を述べることができる。
- ② 正会員は、この法人の定款及び総会の議決を遵守しなければならない。

#### （会員資格の喪失）

第10条 会員は、次の各号に該当する場合にはその資格を喪失し、当法人から退会する。

- ① 退会の申し出があったとき。
- ② 会費の支払期日より3か月経過後、入金なき場合は退会とする。
- ③ 第6条に（2）（3）（4）に掲げる会員たる資格の喪失
  - (1) 一般会員 この法人に所属するスポーツ団体を退会したとき。

(2) 賛助会員 特定の者の利益を目的として活動を行ったとき。

(3) 特別会員 会長が推薦を取り消したとき。

④ 死亡又は解散

⑤ 除名

(退会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出することによりいつでも退会することが出来る。

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議（総正会員の半数以上出席で、且つ総正会員の議決権の 3 分の 2 以上）によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又は総会の決議やその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(届出)

第 13 条 正会員は、その氏名若しくは住所、所属団体に変更があったときは、遅滞なく、この法人にその旨を書面で届け出なければならない。

(拠出金品の不返還)

第 14 条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第 3 章 社員総会

(構成)

第 15 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散、残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 17 条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後 2 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長に事故もしくは支障があるときは、会長が副会長及び理事の中からあらかじめ定めた順位に従い招集する。
- 3 総会を開催するには、会日より 7 日前に、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ社員総会で定めた方法により通知することができる。
- 4 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 19 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障がある時は、会長があらかじめ定めた順位に従いこれに変わるものとする。

（議決権）

第 20 条 総会における議決権は、正会員各 1 個とする。

（決議）

第 21 条 総会の決議は、総正会員議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の書面表決等)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員によってその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人 2 名以上がこれに署名押印しなければならない。

- 2 議事録は総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員

(理事及び監事の設置及び員数)

第 24 条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 3 名以上 40 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長とする。

- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の選任)

第 25 条 この法人の理事は、この法人の会員の中から社員総会において選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することが出来る。

- 2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表理事として、その職

務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

#### （監事の職務及び権限）

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### （理事及び監事の任期）

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （理事及び監事の解任）

第 29 条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の特別決議に基づいて解任することができる。この場合は、当該理事及び監事に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### （報酬等）

第 30 条 理事及び監事は無給とする。ただし、常任の役員は有給とすることができる。

2 役員には、この法人の会務執行のための費用を弁償することができる。

#### （顧問及び参与・相談役）

第 31 条 この法人に、顧問及び参与・相談役を置くことができる。

2 顧問及び参与・相談役は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与・相談役は、次の職務を行う。

(1)会長の諮問に応ずる。

(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び参与・相談役の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

5 顧問及び参与・相談役は無報酬とする。

(専門委員会)

第32条 この法人に、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 専門委員会の委員は必要により理事会に出席して意見を述べることができる。

4 専門委員会規程は別に定める。

(総合型地域スポーツクラブ)

第33条 この法人に総合型地域スポーツクラブ 『うえるま』の本部（以下「本部」という。）を設けることができる。

2 本部について必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2)規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)この法人の業務執行の決定

(4)理事の職務の執行の監督

(5)会長、副会長の選定及び解職

(6)事業計画書及び収支予算書の承認

(招集)

第36条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長を行う。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 常任理事会

(常任理事会の設置)

第 40 条 この法人の会務に関する事務を円滑に執行するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長(代表理事)及び副会長(業務執行理事)をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第 41 条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1)理事会の決議執行に関する事項
- (2)理事会の審議事項の検討・準備
- (3)その他、会務の処理に関する事項

(招集等)

第 42 条 常任理事会の招集等については、第 36 条及び第 37 条を準用する。

(決議)

第 43 条 常任理事会の決議は、第 40 条第 2 項に定める理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告)

第 44 条 常任理事会の決議事項は、理事会に報告しなければならない。



(常任理事会運営規則)

第45条 常任理事会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において定める常任理事会運営規則による。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) (1)ないし(3)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第49条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の配分をすることはできない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第 52 条 この法人は、解散時に剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人を清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、神奈川県三浦郡葉山町に贈与するものとする。

## 第 9 章 基金

(基金)

第 54 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経ることとするほか、返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を、理事会の決定に従い返還する。
- 4 基金の規程は理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 55 条 この法人の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は常任理事会の承認を受けて会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により事務局規程を別に定める。

(個人情報の保護)

第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護については、葉山町個人情報保護条例を準用する。

## 第 11 章 補則

(細則)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、葉山町スポーツ協会規程を定める。

- 2 その他各規定は理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

#### 附則

(施行)

第 59 条 この定款は一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

第 60 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 61 条 当法人の設立時理事・設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 歌代 光雄

設立時理事 林 俊司

設立時理事 田代 千秋

設立時代表理事 歌代 光雄

設立時監事 中川 六郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第 62 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 歌代 光雄 住所 神奈川県三浦郡葉山町堀内 887 番地

設立時社員 林 俊司 住所 神奈川県三浦郡葉山町下山口 1674 番地

以上、一般社団法人葉山町スポーツ協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に署名押印する。

令和 5 年 3 月 1 日

設立時社員

歌代 光雄



設立時社員

林 俊司



令和5年登簿第86号

定款認証書

嘱託人2名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が歌代光雄である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。――

嘱託人2名は、本職の面前で、各自の署名押印を自認する旨を陳述した。――

よって、この定款を認証する。――

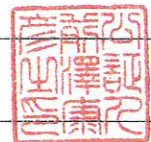
令和5年3月28日

神奈川県横須賀市日の出町1丁目7番地16

横浜地方法務局所属

公証人

新井 光雄



公証人役場